

議案第 1 5 号

岩倉市国民健康保険条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険条例（昭和46年岩倉市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「岩倉市国民健康保険運営協議会」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の岩倉市国民健康保険条例第2条の国民健康保険運営協議会の委員は、改正後の岩倉市国民健康保険条例第2条の岩倉市国民健康保険運営協議会の委員とみなす。